

茂原市介護サービス事業所・施設等物価高騰対策支援金に関するQ&A

1	同じ法人で複数の事業所を運営している場合は、その種別すべてにおいて支援金の対象となるか。	要綱別表に定めるサービスについては対象となります。法人内で対象となる全てのサービス種別分をまとめて申請して下さい。
2	令和8年7月1日以降に事業を開始した場合は対象となるか。	対象となりません。
3	同じ法人で複数の事業所がある場合、事業所ごとに振込先口座を別にすることは出来るか。	別にすることは出来ません。指定口座は1法人につき1口座とします。
4	交付申請の案内が届かない。	事業所単位ではなく、運営法人単位で申請いただくため、書類は法人宛に送付しています。また、事業所を休止・廃止していること等により支給対象とならない法人には送付しておりません。
5	申請はどのようにすればよいのか。	市から対象となる法人に申請書類一式を送付します。①申請書兼請求書に必要事項を記入・押印の上、②振込先口座通帳の写しを添付し市へ提出してください。
6	申請者と口座名義人が異なっても問題ないか。	申請者名義の口座以外への振込は対応していません。振込先口座情報には申請者名の口座をご記入ください。
7	令和8年7月31日に廃止（休止）予定の事業所があるが、対象に含まれるか。	交付対象要件を満たしていれば対象となります。
8	千葉県が実施する「令和7年度社会福祉施設物価高騰対策支援事業（高齢者施設分）給付金」の支給を受ける場合でも、この支援金を受けることは可能か。	可能です。
9	交付申請から支援金の振込までどのくらいの期間がかかるか。	支援金の交付は申請時期により異なりますが、8月上旬から9月中旬を予定しています。（書類の不備等があった場合は振込が遅れる場合もあります。）

10	交付申請に係る書類の保存期間に定めはあるか。	令和8年度から5年間保管してください。
11	支援金に用途の要件はあるのか。	特に用途について要綱では定めておりませんが、本支援金は、電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内の介護サービス事業所・施設等の負担を軽減し、事業の継続を支援するためという趣旨があります。趣旨に沿った支出をお願いします。
12	実績報告書の提出は必要か。	実績報告書の提出は不要です。
13	支援金は、課税対象となるのか？	本支援金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があります。ただし、収入や経費の額により、異なる場合がありますので、税務署又は税理士等にご相談ください。